

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング実施要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、行政が活用したい公共施設について、優れたノウハウ・アイデアを持つ民間企業や地域の方々等に暫定利用してもらう仕組みのことです。市は、公共施設の市場性や利用希望を把握することができ、活用の方向性が検討しやすくなる一方で、民間企業や地域の方々等は、ニーズや収益性、使い勝手の検証を踏まえて事業性や活用の利便性を確認することができる社会実験です。

2 花見川千本桜緑地におけるトライアル・サウンディング実施の目的

千葉市では、これまでの行政主体の取り組みだけでなく、民間企業や地域の方々等との官民連携を加速し、一層柔軟に使いこなす新たな発想や仕組みを取り入れることで、市民の河川に対する親しみや関心を高め、日常的な賑わいの創出や都市空間と水辺の一体的な活用を目指しています。その取り組みの一つとして、花見川千本桜緑地にて「ちばかわまつり 2024 花見川」「ちばかわまつり 2025 花見川」を開催しました。飲食やワークショップ、体験コンテンツ等により近隣から多くの来場者が訪れ、イベント形式における集客性や採算性、地域ニーズを確認してきました。

今回、花見川千本桜緑地を対象としたトライアル・サウンディング（社会実験）の実施により、河川沿川に広がる公園緑地を暫定的に利用し、市民に寄り沿った日常的な運営での集客性や採算性、地域ニーズを検証することで、将来的な水辺拠点の形成を目指して、河川空間のオープン化制度等の官民連携手法を活用した具体的かつ実現性の高い民間提案へと結び付けていくことを目的とします。

3 対象施設

花見川千本桜緑地（花見川区瑞穂 1 丁目 3－1 他）の一部

【A】桜の木に囲まれたエリア

活用例）ドッグラン、演奏会、ゲートボール大会など

【B 1～7】見晴らしの良いエリア

活用例）キッチンカー、テントでマルシェ、ヨガなど

※詳細は、巻末資料「2－1．対象区域全域」を参照してください。

4 期待する効果

本社会実験の実施により、次のような効果を期待しています。

【民間企業や地域の方々等の主なメリット】

- 限られた期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- 使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- 公園で普段できないことにチャレンジすることで、新たな事業の契機となります。

【千葉市の主なメリット】

- 暫定利用を通じた民間事業者等との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- 市場性を確認することで、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用した現実的で幅広い利活用・管理運営手法の検討が可能となります。
- 民間事業者等からの提案（イベント開催等）により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園周辺のエリア価値の向上が期待できます。
- 今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成ができます。

5 スケジュール

項目	申込期限（利用申込書）	実施予定日
第1回	令和7年10月10日（金）	令和7年11月8日（土）～11月14日（金）
第2回	令和7年10月31日（金）	令和7年12月8日（月）～12月14日（日）
第3回	令和7年12月26日（金）	令和8年2月16日（月）～2月22日（日）
第4回	令和8年1月30日（金）	令和8年3月9日（月）～3月15日（日）
第5回	令和8年2月6日（金）	令和8年4月4日（土）～4月10日（金） ※4月5日（日）は、中規模なイベント形式で実施

6 参加資格要件等

(1) 参加者の条件

①対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

②役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループの場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、その代表者が各々の役割分担を明確にしたうえで応募するものとします。

なお、代表者が各利用希望者から手数料等を徴収する場合は、トライアル・サウンディング実施の主旨を十分に踏まえ、各利用希望者にとって過度な負担とならず気軽に参加できるよう、双方の合意に基づいた料金徴収を行うようご協力願います。

③周辺の清掃

活用前後には活用箇所周辺の清掃を行ってください。

④情報発信

使用許可を取得した後は、ご自身のホームページやSNS等で積極的に周知してください。

⑤ホームページの公表

活用後に感想や来場者数、活用の様子が分かる写真の提供等（実施報告書の提出）に協力し、回答内容を市がホームページやSNSで公表することについて承諾してください。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加できません。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。

③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員およびその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

7 トライアル・サウンディングの流れ

(1)	応募フォームからエントリー	利用希望者は、応募フォームからエントリーしてください。
(2)	利用申込書等の提出	利用希望者は、利用申込書等を提出してください。
(3)	利用申込書等の確認	事務局は、利用申込書等に記載する提案内容が本社会実験の目的に適合するか確認します。
(4)	使用許可等の申請	事務局は、千葉市都市公園条例施行規則に基づく、都市公園占用許可申請書等の書類を花見川・稲毛公園緑地事務所へ提出します。
(5)	暫定利用の実施	利用希望者は、提案内容に基づいて暫定的な利用を行います。
(6)	実施報告書等の提出	利用希望者は、暫定利用終了後、使用実績等をまとめた実施報告書等を提出してください。使用実績等は、ホームページ等で公表する場合があります。
(7)	ヒアリングの実施	暫定利用期間が満了した後に、必要に応じて、ヒアリングの場を設けることとします。

※トライアル・サウンディングへの参加実績は、将来、本市が行う官民連携事業に一切影響を及ぼすものではありません。

(1) 応募フォームから申し込み

利用希望者は、事前相談や現地調査を行いますので応募フォームからエントリーしてください。現地調査は日程調整のうえ実施し、施設管理者および利用者に迷惑を及ぼさない範囲で行います。

(2) 利用申込書等の提出

利用希望者は、次の書類を提出することとします。なお、利用期間は、1日から1週間程度とし、本要項「5 スケジュール」の実施期間の中から希望日を選択してください。また、巻末資料から利用を希望する対象区域を指定し、利用方法について提案してください。ただし、各種イベント等が重なった場合は、日時等の調整をお願いする場合があります。

【提出書類】

- 利用申込書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）

【提出先】

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局

※「1.2 申込先・連絡先」を参照

(3) 利用申込書等の確認

①確認内容

事務局は、利用申込書等に基づき、必要に応じてヒアリングを実施しながら、書類確認を行います。

②使用料等

暫定利用に係る使用料は、原則として免除します。ただし、暫定利用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担額を徴収する場合があります。

(4) 使用許可等の申請

事務局は、利用申込書等を基に、実施日の14日前までに次の書類を提出し、事業実施に必要な使用および減免の許可を申請します。

【提出書類】

- 都市公園占用許可申請書
- 都市公園内行為許可申請書
- 使用料（占用料）減免申請書

【提出先】

花見川・稲毛公園緑地事務所

(5) 暫定利用の実施

利用希望者は、許可証に記載された条件のとおり花見川千本桜緑地を利用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、占用許可証（写）を携行するようにしてください。

(6) 実施報告書等の提出

利用希望者は、暫定利用期間終了後、14日以内に使用実績等をまとめた資料を事務局へ提出するものとします。

①実施報告書（様式第3号）

【提出先】

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局

※「12 申込先・連絡先」を参照

(7) ヒアリングの実施

暫定利用期間が満了した後に、必要に応じて、ヒアリングの場を設けることとします。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱いおよび特許権等の扱い

①提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

②利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。
また、第三者に情報を漏らしません。

③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは利用者希望者に帰属することとします。特に保健所と消防について、利用希望者自身で適切な申請を行ってください。

(4) 禁止事項

以下の行為は禁止とします。

- 直火で行う地面に対して火気調理 (例) 焚火
- 排水およびゴミの処理 (原則持ち帰り)
- サイクリングコース利用者の通行に害を及ぼす営業行為等

(5) その他注意事項

- 音楽の使用や演奏については、近隣が住宅地である点を考慮いただければ、ご提案いただいて構いません。
- 公園内に電源設備がありませんので、あらかじめご了承ください。
- 公衆トイレは、対象地の北側に位置する「しらさぎ公園」に1か所ございます。

9 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ①確実に実施できる利用内容であること。
- ②花見川千本桜緑地を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。特に仮設テントやテーブル、椅子等の持ち込みや千葉市産の野菜や果物を使った飲食など地産地消の取組みを推奨している。ただし、他の提案を妨げるものではない。
- ③暫定利用にあたって、本市の財政負担を求めるものでないこと。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的または宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な活動
- ⑥その他、本市が公共施設等との関連性が低いと判断する行為、内容

10 責任およびリスク分担

トライアル・サウンディングにおいて、利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行するとともに、事業に伴い発生するリスクについても、原則として利用希望者が負うものとします。

11 事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、本市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

12 申込先・連絡先

【花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局】 平日9時～19時

住所：〒101-0052 東京都千代田区神田小原町3-28-5 axle 御茶ノ水 C30

電話：090-5086-7910

mail：iwamune@sotonoba.place（窓口：岩宗）

1 3 過去に開催したイベントの様子

- (1) ちばかわまつり2025「花見川」

HP : <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025hanamigawa.html>

- (2) ちばかわまつり2024「花見川」

HP : <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/umisato-terrace.html>

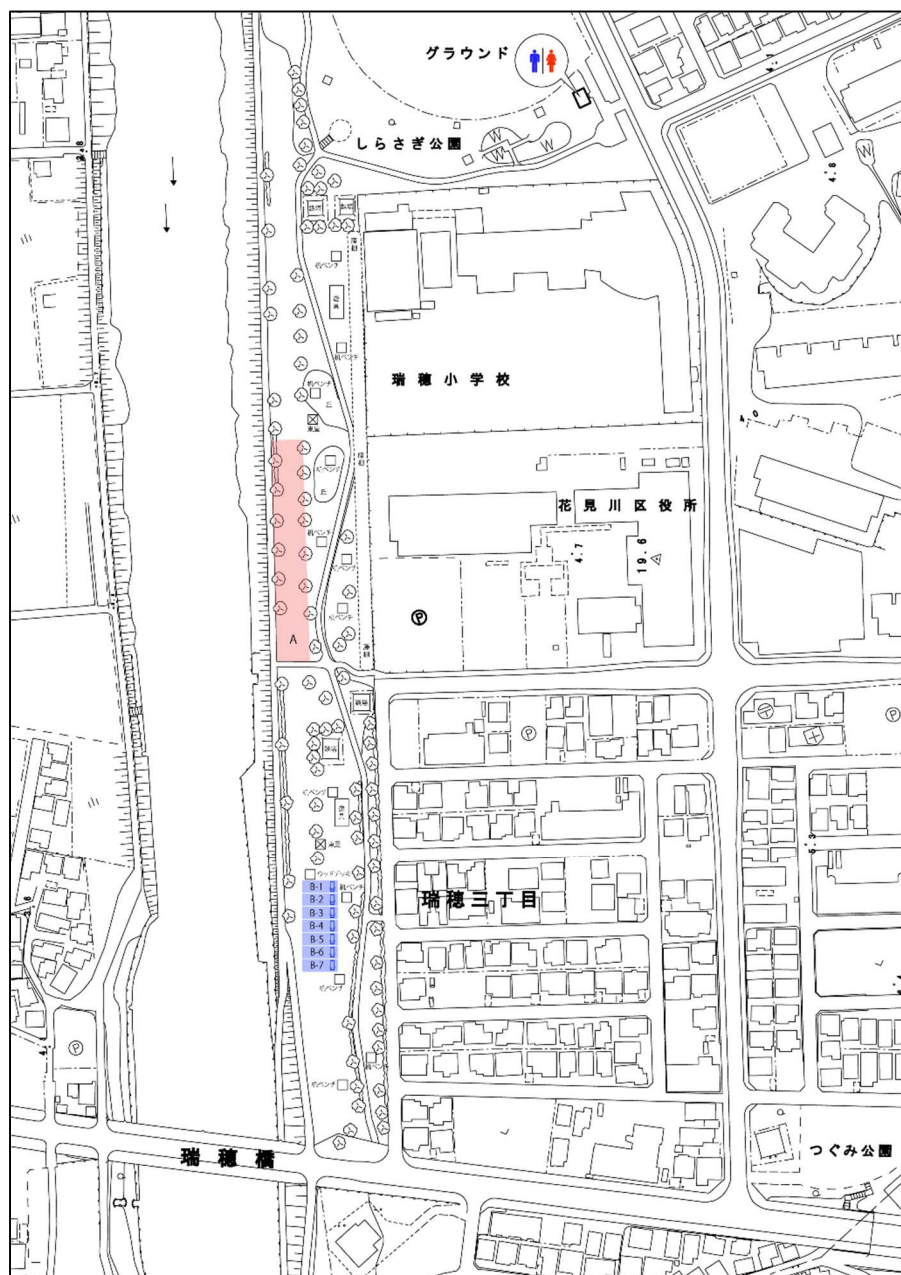
以上

巻末資料

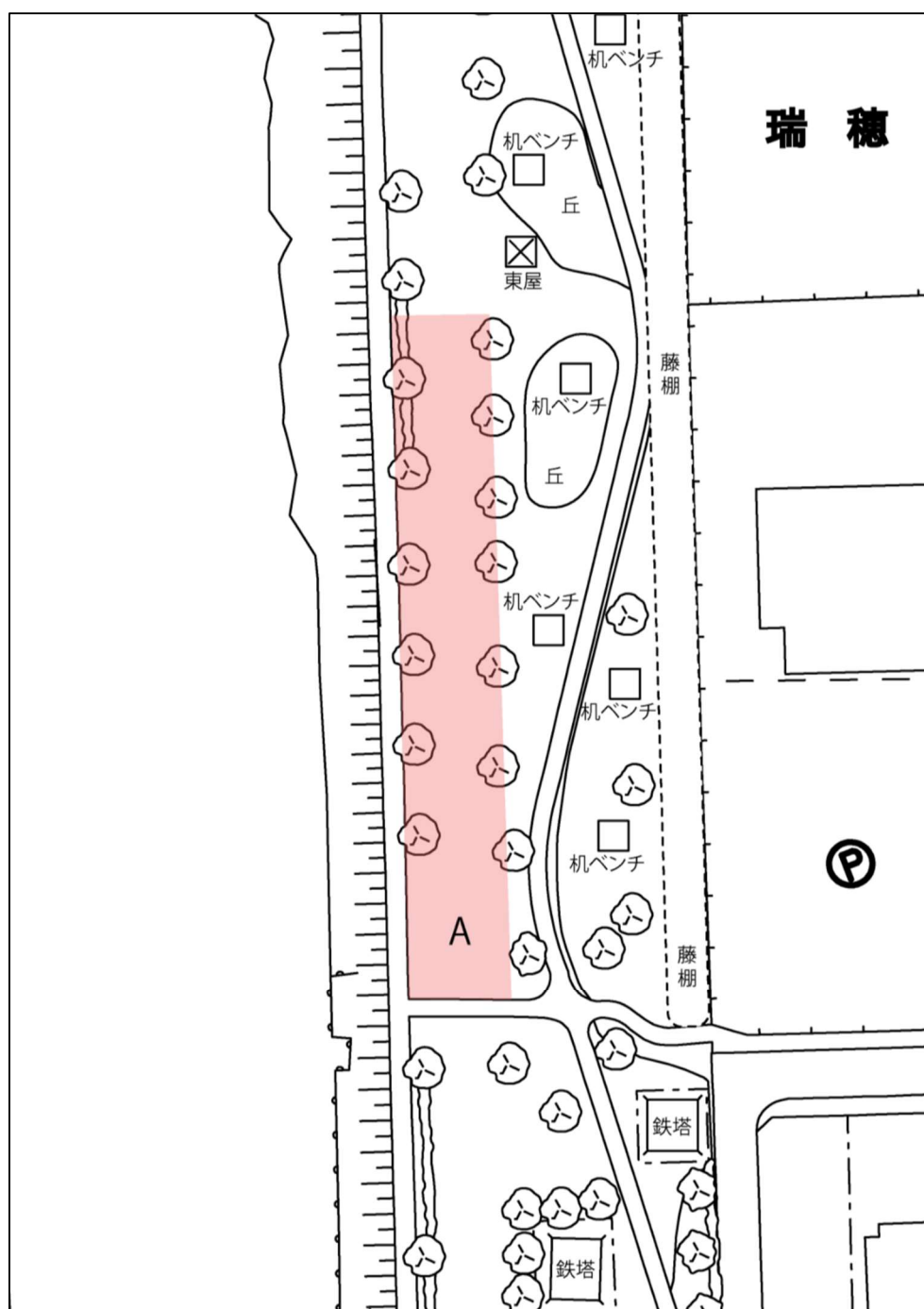
1. 基礎情報

名 称	花見川千本桜緑地
所 在 地	花見川区瑞穂1丁目3-1他
区 域 区 分	市街化区域
公 園 種 別	緑地
敷 地 面 積	約1.28ha（全体面積約1.90haの一部）
駐 車 場	なし

2-1. 対象区域全域



2-2. 対象区域 A



2－3．対象区域B

